

令和3年11月29日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和3年第4回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



## 目 次

- 議案第 9 2 号 令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 9 号）  
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 9 3 号 令和 3 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号）  
－ 補正予算書 7 ページ－
- 議案第 9 4 号 令和 3 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
－ 補正予算書 11 ページ－
- 議案第 9 5 号 令和 3 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 3 号）  
－ 補正予算書 13 ページ－
- 議案第 9 6 号 令和 3 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
－ 補正予算書 15 ページ－
- 議案第 9 7 号 令和 3 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 3 号）  
－ 補正予算書 17 ページ
- 議案第 9 8 号 杵築市地区公民館のコミュニティセンター化に伴う関係条例の整理について  
－ 議案書 4 ページ－
- 議案第 9 9 号 杵築市市有施設整備基金条例の一部改正について  
－ 議案書 11 ページ－
- 議案第 1 0 0 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に

ついて

－ 議案書 13 ページ －

議案第 101 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

－ 議案書 18 ページ －

議案第 102 号 杵築市国民健康保険条例の一部改正について

－ 議案書 20 ページ －

議案第 103 号 杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について

－ 議案書 22 ページ －

議案第 104 号 杵築市水道事業審議会条例の一部改正について

－ 議案書 30 ページ －

議案第 105 号 杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例の一  
部改正について

－ 議案書 32 ページ －

議案第 106 号 立石地区農産物直売所の指定管理者の指定につい  
て

－ 議案書 34 ページ －

議案第 107 号 波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定  
管理者の指定について

－ 議案書 36 ページ －

議案第 108 号 杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定に  
ついて

－ 議案書 38 ページ －

議案第 109 号 市道の路線認定について

－ 議案書 40 ページ －

報告第 25 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 3 年度杵築市一般会計補正予算 (第 8 号)  
)

－ 議案書 44 ページ －

議案第 98 号

杵築市地区公民館のコミュニティセンター化に伴う  
関係条例の整理について

杵築市地区公民館のコミュニティセンター化に伴う関係条例の  
整理に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市地区公民館のコミュニティセンター化に伴う  
関係条例の整理に関する条例

(杵築市コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 杵築市コミュニティセンター条例（平成29年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次のとおりとする」を「12月29日から翌年1月3日までとする」に改め、同条各号を削る。

別表第1を次のように改める。

名称	位置
大内地区コミュニティセンター	杵築市大字大内4364番地
東地区コミュニティセンター	杵築市大字片野1150番地227
八坂地区コミュニティセンター	杵築市大字八坂1941番地1
北杵築地区コミュニティセンター	杵築市大字溝井795番地1
奈狩江地区コミュニティセンター	杵築市大字狩宿2113番地1
東山香地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字広瀬311番地8
上地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字久木野尾3918番地1
立石地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字立石2463番地
向野地区コミュニティセン	杵築市山香町大字向野26

ター	39番地
山浦地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字山浦2508番地

別表第2を次のように改める。

センターの使用料

区分	時間	金額	備考
大会議室	午前8時30分から午後10時まで	1時間につき 220円	1 1時間未満の使用時間は1時間として算定する。 2 利用者が他市町村の住民等の場合は、使用料の100%を加算する。 3 営利を目的とする場合は使用料の200%を加算する。
調理室	午前8時30分から午後10時まで	1時間につき 220円	
その他研修室等	午前8時30分から午後10時まで	1時間につき 110円	

(杵築市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 杵築市行政財産使用料条例（平成17年杵築市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

杵築市きつき生涯学習館 杵築市杵築中央公民館 杵築市杵築地区公民館
-----------------------------------------

」を

「

杵築市きつき生涯学習館 杵築市杵築中央公民館
---------------------------

」に、

「

杵築市中央公民館 杵築市山香中央公民館 杵築市中地区公民館
-------------------------------------

」を

「

杵築市中央公民館 杵築市山香中央公民館
------------------------

」に改め、

「

杵築市北 杵築地区 公民館	大会議 室	午前8時 30分か ら 午後10 時まで	1時間 につき 220 円	1 1時間未 満の使用時間 は1時間とし て算定する。
杵築市八 坂地区公 民館 杵築市東 地区公民	調理室	午前8時 30分か ら	1時間 につき 220	2 利用者が 他市町村の住 民等の場合は 、使用料の1

館		午後 10 時まで	円	00%を加算する。
杵築市奈狩江地区公民館	その他 研修室 等	午前 8 時から	1 時間につき 110 円	3 営利を目的とする場合は使用料の 200%を加算する。
杵築市大内地区公民館		午後 10 時まで		
杵築市東山香地区公民館				
杵築市立石地区公民館				
杵築市上地区公民館				

」

を削る。

(杵築市公民館条例の一部改正)

第 3 条 杵築市公民館条例 (平成 17 年杵築市条例第 197 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「杵築市中央公民館 (以下「中央公民館」という。)、杵築市基幹公民館 (以下「基幹公民館」という。) 及び杵築市地区公民館 (以下「地区公民館」という。)」を「公民館」に改める。

第 2 条中「前条の中央公民館、基幹公民館及び地区公民館 (以下「公民館」と総称する。)」を「公民館」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(中央公民館)

第3条 杵築市中央公民館は、全市にわたる公民館事業を行うとともに杵築市杵築中央公民館及び杵築市大田中央公民館の連絡調整を図り、兼ねて杵築市山香中央公民館の公民館事業を担当する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第10条中第2項及び第3項を削り、同条を9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

公民館

名称	位置	設置区域
杵築市中央公民館	杵築市山香町大字野原 1010番地2	全市域
杵築市杵築中央公民館	杵築市大字杵築126 番地1	合併前の杵築市の区域
杵築市山香中央公民館	杵築市山香町大字野原 1010番地2	合併前の山香町の区域
杵築市大田中央公民館	杵築市大田石丸445 番地	合併前の大田村の区域
備考	この表において合併前の杵築市、合併前の山香町、	

合併前の大田村とは、それぞれ平成17年9月30日現在の、杵築市、山香町、大田村をいう。

別表第2を削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 99 号

杵築市市有施設整備基金条例の一部改正について

杵築市市有施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市市有施設整備基金条例の一部を改正する条例

杵築市市有施設整備基金条例（平成17年杵築市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴い積み立てた基金については、これを市立学校の施設整備に要する経費にのみ充てるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第100号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい  
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第6項を削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第53条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を

得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるの

は「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第101号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第49条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第102号

杵築市国民健康保険条例の一部改正について

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険条例（平成17年杵築市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

第4条第2項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る杵築市国民健康保険条例第3条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第103号

杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

杵築市道路占用料徴収条例（平成17年杵築市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	610
	第2種電柱	1年	940
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		550
	第2種電話柱		880
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		55
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	540
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	330
	変圧塔その他これに類する	1個につき	1,100

	もの及び公衆電話所	1年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		460
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	33
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		49
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		66
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		99
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上		230

		0.7メートル未満のもの			
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			330
		外径が1メートル以上のもの			660
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき 1年	3
			その他のもの		11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年	880	
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	550	
		地下に設けるもの		330	
		その他のもの		1,100	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1	1,100	
法第32条第1項	地下街及び地	階数が1のもの	平方メートルにつき1	Aに0.005を乗じ	

第5号に掲げる施設	下室		年	て得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			300
	地下に設ける通路			180
	その他のもの			1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59
政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき	880

		1年	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	6
	その他のもの	1本につき 1月	59
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
アーチ	車道を横断するもの	1基につき	590
	その他のもの	1月	300
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1	1,100
政令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1	59
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		平方メートルにつき1月	110
政令第7	トンネルの上又は高架の道	占用面積1	Aに0.0

条第 8 号 に掲げる 施設	路の路面下に設けるもの	平方メート ルにつき 1 年	2 3 を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		A に 0 . 0 2 3 を乗じ て得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 3 3 を乗じ て得た額
政令第 7 条第 9 号 に掲げる 施設	建築物		A に 0 . 0 2 3 を乗じ て得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 1 6 を乗じ て得た額
政令第 7 条第 1 0 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	建築物		A に 0 . 0 2 3 を乗じ て得た額
	その他のもの		A に 0 . 0 1 6 を乗じ て得た額
政令第 7 条第 1 1 号に掲げ る応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		A に 0 . 0 2 3 を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		A に 0 . 0 2 3 を乗じ

		て得た額
	その他のもの	Aに0.0 33を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.0 33を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.0 23を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.0 23を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.0 33を乗じて得た額

別表備考7中「占有料」を「占用料」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第104号

杵築市水道事業審議会条例の一部改正について

杵築市水道事業審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市水道事業審議会条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業審議会条例（平成18年杵築市条例第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 杵築市上下水道事業審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 杵築市上下水道事業の健全な運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、杵築市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第7条中「管理者」を「市長」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に、同条第3号中「水道」を「上下水道の」に、同条第5号中「管理者」を「市長」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- （1） 水道料金及び下水道使用料の改定に関する事。
- （2） 上下水道事業（農業集落排水事業を含む。）の将来計画に関する事。
- （3） 上下水道事業の管理運営に関する事。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第105号

杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例の一部  
改正について

杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

杵築市立山香病院事業の設置等に関する条例（平成２２年杵築市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「杵築市民」を「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第８２条の規定に基づき国民健康保険の被保険者に対し必要な事業を行うほか、杵築市民」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

立石地区農産物直売所の指定管理者の指定について

次のとおり立石地区農産物直売所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称  
立石地区農産物直売所
- 2 指定管理者となる団体の名称  
株式会社峠たていしの館出荷組合
- 3 指定管理者となる団体の住所  
大分県杵築市山香町大字立石 2 4 3 1 番地 3
- 4 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第107号

波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管  
理者の指定について

次のとおり波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管  
理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第6  
7号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称  
波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」
- 2 指定管理者となる団体の名称  
O i t a アート&クラフト
- 3 指定管理者となる団体の住所  
大分県杵築市大田小野1892番地
- 4 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第108号

杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市社会教育文化財施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

- (1) 杵築市きつき城下町資料館  
(本館、中根邸、一松邸)
- (2) 杵築市杵築城
- (3) 杵築市大原邸
- (4) 杵築市佐野家
- (5) 杵築市重光家
- (6) 杵築市北浜口番所
- (7) 杵築市藩校模型学習館
- (8) 杵築市磯矢邸
- (9) 杵築市能見邸

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人 杵築市観光協会

3 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市大字杵築665番地172

4 指定の期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第 109 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

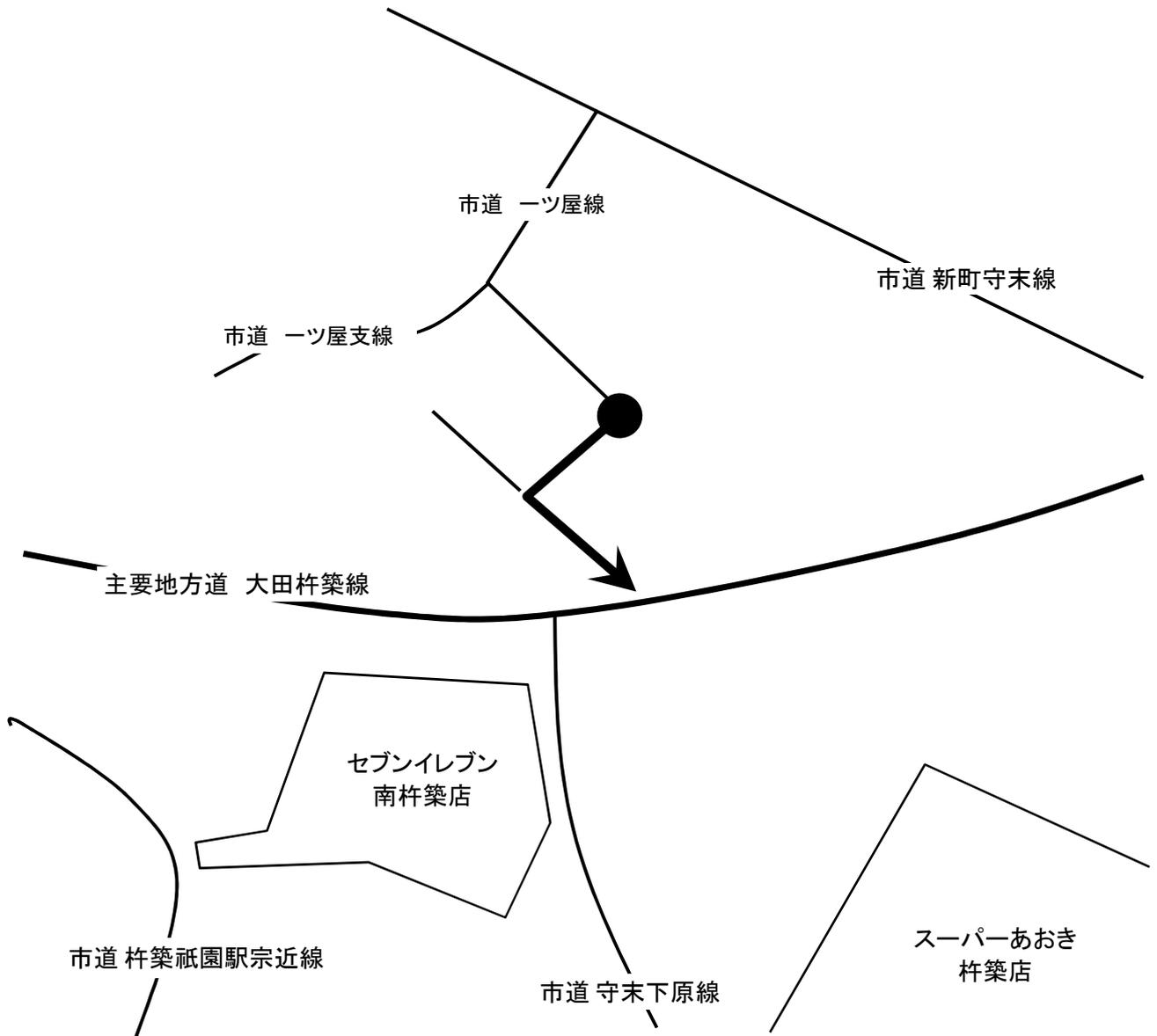
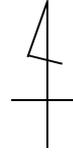
## 1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
大手内線	47.0	5.0～ 6.5	杵築市大字南杵築字大手内 1959 番 10 地先	
			杵築市大字南杵築字大手内 1959 番 11 地先	
大手内支線	18.0	5.0～ 10.0	杵築市大字南杵築字大手内 1959 番 13 地先	
			杵築市大字南杵築字大手内 1959 番 15 地先	

認定

おおてうちせん  
大手内線

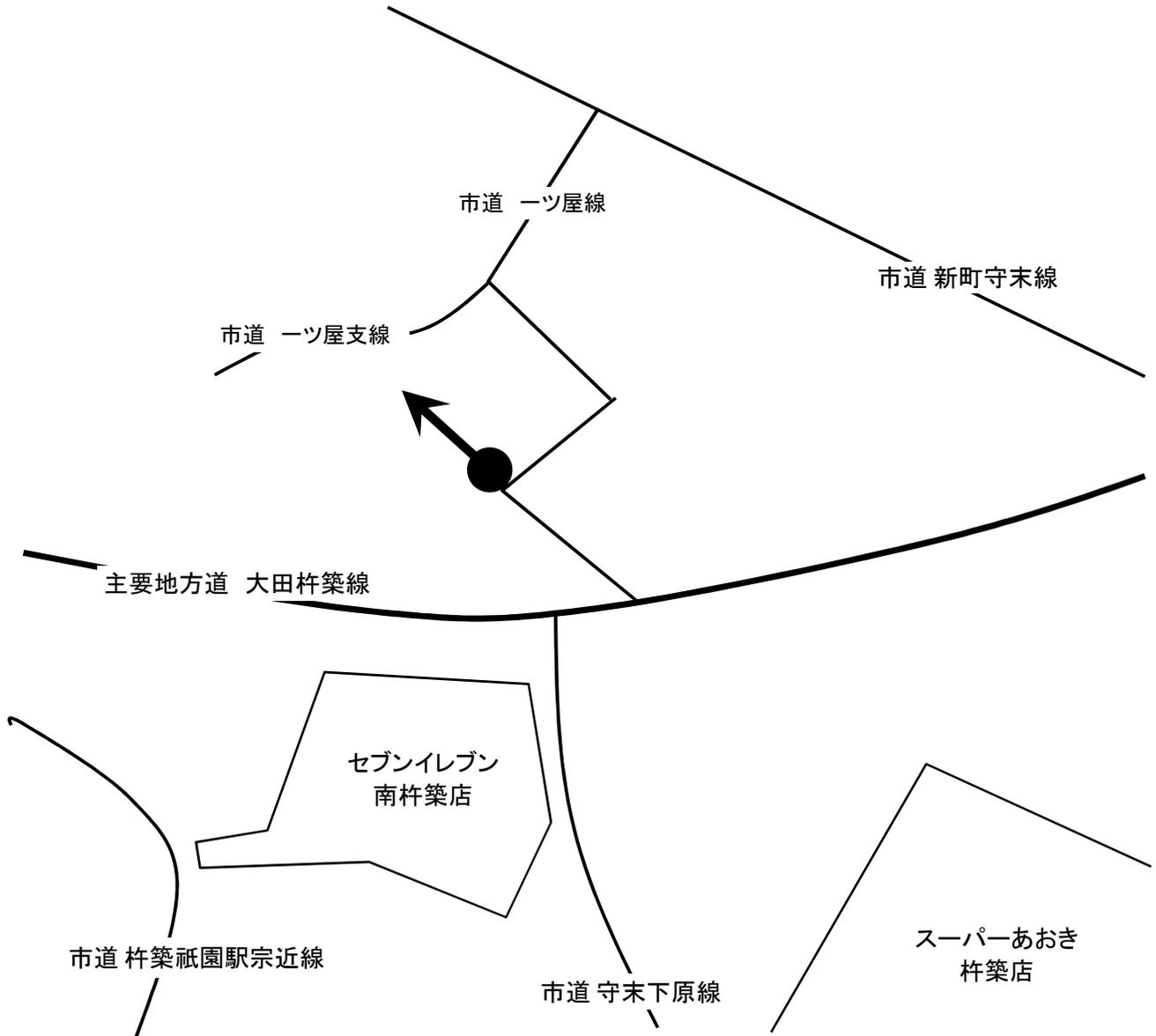
L = 47.0m  
W = 5.0m ~ 6.5m



認定

おおてうちしせん  
大手内支線

L = 18.0m  
W = 5.0m ~ 10.0m



報告第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 29 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 3 年度杵築市一般会計補正予算（第 8 号）・・・別冊

